

《緊急対談・専門職が犯罪の通報者になるのでよいのか》

税理士・弁護士などに、犯罪の臭いのする金融取引
を報告・通報させる義務を課す懸念される動き

～マネーロンダリング(不正資金洗浄)やテロ資金の規制と
問われる関与先(顧客)のプライバシー保護

《話し手》 白鷗大学教授 石村耕治(ComTJ 代表)
《聞き手》 税理士 辻村祥造(ComTJ 副代表)

現在、金融機関は、犯罪がらみの金融取引と疑われるものを含め、一定の取引を、当局などへ報告・通報することが義務付けられている。法務省は、同様の義務付けを、弁護士や税理士、公認会計士、公証人などの専門職にも拡大する方向で検討に入っている。

確かに、こうした報告・通報制度は、麻薬取引や脱税、汚職などの手段によって手に入れた犯罪収益を合法的な資金に洗濯をする、いわゆる「マネーロンダリング(不正資金洗浄)」規制・摘発には、大いに使える。

ところが、このような報告・通報制度は、使い方によっては、憲法で保障された令状主義を実質的に有名無実化する恐れも強い。令状を使わないかたちでの「間接的な捜索・押収(indirect search and seizure)」にあたるものとの負の評価もある。また、先に触れたように、すでに金融機関に対しては、一定の金融取引について報告義務が課されている。しかし、報告制度導入後も、犯罪がらみの金融取引の減少に効果があったのかどうか、その評価をはっきりさせる統計もつくられていない。さらに、当局に通報された情報の国会への報告・委員会審査(スクリーニング)など、収集された情報の評価・透明化策も皆無の状況である。

このことから、報告・通報制度は、マネーロンダリング(不正資金洗浄)や国際テロ資金対策などを口実とした、政府の国民情報、とりわけ国民の金融プライバシーへの公的介入政策以外の何ものでもないとする批判もある。また、専門職に対し、不正な金融取引を当局へ報告・通報するように義務付けることは、専門職と依頼人との間の守秘義務を形骸化させる恐れも極めて強い。報告・通報制度のあり方によっては、クライアント(関与先・依頼者)は、安心して専門職に相談できなくなりかねない。

そこで、専門職に対する犯罪の臭いのする金融取引の報告・通報制度導入について、石村耕治 ComTJ 代表(白鷗大学法学部教授)に、辻村祥造 ComTJ 副代表が聞いた。

犯罪がらみの金融取引報告制度の専門職への拡大の狙い

(辻村)法務省は、犯罪の臭いのする金融取引に気付いた税理士や弁護士などの専門職に対し、当局に報告を義務付ける制度導入の検討を開始したと聞きました。

(石村)わが国では、こうした規制は、すでに金融機関に対しては実施されています。つまり、現在、アングラ・マネー(不正資金)の可能性を否定できない一定額以上の預金や口座振替などの現金取引や移動について、金融機関に対し、簡易な報告義務を課しています。制度的には、海外送金や海外口座などを含め、一定額以上の現金取引や移動について、その取扱機関や本人などに対し、身元確認を義務付けるとともに、財務省などへの取引報告書の提出を義務付ける形となっています。

(辻村)ということは、こうした規制を、税理士や弁護士、公認会計士などにも拡大しようということなのではないでしょうか。

(石村)現在、金融機関に課していると同様の報告制度となるかどうかは、現時点では定かではありません。報告先は、金融庁ないしは財務省など政府機関にする案と、税理士会や弁護士会のような業界団体にする案が浮上しているようです。

(辻村)犯罪がらみの金融取引報告制度の専門職への拡大の狙いは、どういったところにあるのでしょうか。

(石村)薬物取引や違法トバク、売春などの違法取引で得た犯罪がらみの収益を合法的な資金に洗濯するマネーロンダリング(不正資金洗浄)をあぶり出すことが狙いだと思います。また、アメリカでの同時多発テロを契機に、国際テロ資金の流れを徹底的に監視・摘発することも新たな狙いではないかと思います。

(辻村)弁護士や税理士などの専門職は、ふだん不正資金の洗浄行為とか国際テロ資金と頻繁に係わった仕事をしているというこのなのでしょう。

(石村)私はそうは見ていません。

(辻村)しかし、こうした提案が出てくる背景には、法務省筋は、弁護士や税理士などは不正な金融取引情報入手する機会が、一般のひとよりは多いといった認識にあるのではないかと思います。

(石村)確かに、そう見ることもできます。ただ、こうした通報制度は、昨年10月にEU(ヨーロッパ連合)が先陣を切って導入しました。ですから、国際協調という視点から、わが国もこうした制度の導入を検討せざるを得ない状況にあることは確かでしょう。

マネーロンダリングやテロ資金対策の国際組織である金融活動作業部会(FATF)も、加盟29カ国・地域に、今年6月の目途に、報告制度の導入を進めています。

報告義務と専門職・依頼人間秘匿特権との関係

(辻村)クライアント(関与先・依頼人)の秘密保持義務(守秘義務)はどうなるのですか。クライアント・依頼人間で知りえた金融取引情報は報告の対象外になるのでしょうか。例えば税理士法38条は、税理士の秘密を守る義務を定めていますし。

(石村)税理士法38条は、「税理士は、*正当な理由なくして*、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らして、又は窃用してはならない。」と定めています。

(辻村)ということは、通報制度ができると、“*正当な理由あり*”ということになるわけですね。

(石村)そう見てよいと思います。ただ、弁護士が依頼人を弁護する仕事で入手した情報、さらには税理士が税務相談や税務代理、出廷陳述に関し入手した依頼人の情報については通常の守秘義務の範囲

内にあるということになるのではないのでしょうか。こうした仕事に関して知りえた金融取引情報などは、規制の対象外になると思います。

(辻村)石村代表は税法のスペシャリストですからお聞きしますが。ご存知のように、税理士法は36条で[脱税相談の禁止]を定めています。「税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。」と。

それから、税理士法41条の3で[助言義務]を定めています。「税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実又は国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするように助言しなければならない。」と。

(石村)クライアントが、脱税をし、違法収益を不正口座に隠している事実があったとします。この場合、関与税理士は、税理士法により脱税行為に加担してはならないとされます。また、それを発見した場合には、その是正を助言するように義務付けられますね。

さらに、新たな報告制度が入ったとすると、この場合、関与税理士は、クライアントの不正な金融取引や口座の存在については、税理士のクライアントに対する守秘義務に縛られるのか、それとも当局への報告義務(受忍義務)を負うのかが問題になりますね。

(辻村)こうした点がしっかりと詰められないと、税理士は、検察官のような存在になってしまいますね。

(石村)税務相談で知った守秘義務のある金融取引は規制の対象外というのは簡単です。しかし、細部においては検討を要するところが多いですね。多分、法務省は、弁護士会はもちろんのこと、税理士会などにも、意見調整を求めてくるものと思います。

(辻村)まだ、こういった規制になるのか内容的には不明瞭ですが、規制の骨子のようなものは出ているのでしょうか。

(石村)大きく、法律で規制する案と、各専門職の業界の自主規制案があるようです。現段階では、はっきりしません。

アメリカの現金取引・移動法制のあらまし

(辻村)アメリカでは、マネーロンダリング規制が厳しいと聞いております。わが国での今後の動向を占うためにも、規制の仕組みについて簡潔にお話願えればと思います。

(石村)アメリカの場合、制度的には、国内元金取引はもちろんのこと、海外送金や海外口座などを含め、一定額以上の現金取引や移動について、その取扱機関や本人などに対し、身元確認を義務付けるとともに、当局への取引報告書の提出を義務付ける形となっています。金融機関のみならず、事業者も報告義務を負う形になっています。

国内現金取引については、税法(内国歳入法典)や現金・海外取引報告法などが準拠法になっています。また、受忍義務違反に対しては、罰則があります。

(辻村)少し分かり易く図表のような形でお示してください。

(石村)了解しました。少し複雑ですが、表にしてみると、つぎのようになります。

表 連邦現金等取引・移動報告制度のあらまし

種 類	報告義務者(様式)	対象限度額(報告時期)
(1) 国内現金取引報告 現金・海外取引報告法上の報告	金融機関 (書式 4 7 8 9)	1 万ドル以上 (取引ごと)
内国歳入法典上の報告	事業者(金融機関を除く) (書式 8 3 0 0)	1 万ドル以上 (取引ごと)
(2) 国際的現金移動報告 現金・海外取引報告法上の移動報告	クロスボーダー移動者 ・ 海外への送金者 ・ 海外からの現金受領者 (書式 4 7 9 0)	1 万ドル以上 (取引ごと)
(3) 外国金融口座報告 銀行秘密保持法上の報告	海外に金融口座を持つ者 (書式 9 0 - 2 2 ・ 1)	総額で 5 千ドル以上 (年次)
(4) その他の報告 連邦準備銀行報告書	金融機関を除く海外取引のある企業	
(i) 外国通貨保有状況報告	(書式 FC-3)	3 0 0 万ドル以上(各月)
(ii) 海外部門での外貨保有状況報告	(書式 FC-4)	3 0 0 万ドル以上* (3 カ月ごと)
(iii) 外国銀行での預金高報告	(書式 MC)	なし(各月)
(iv) 外国債権・債務報告	(書式 CQ-1、CQ-2)	なし(各月)
外国信託、被支配外国法人、 外国持株会社に関する報告書	各取引関連者 (取引ごとに各種)	なし(取引による)

*ただし、アメリカ通貨については、1 0 0 万ドル以上

現金取引報告制度導入と弁護士業務への影響～アメリカの実情を探る

(辻村)表を見てみますと、連邦の税法(内国歳入法典)上の現金取引報告制度(表(1) 参照)は、一般の事業者には報告の受忍義務を負わせていますね。当然、この義務は弁護士などの専門職にも課されるわけですね。

(石村)そのとおりです。アメリカ法曹協会(ABA)や、各州や地方の弁護士会は、この報告義務の弁護士への適用に強い懸念を示してきました。フロリダ弁護士会やシカゴ弁護士会のように、弁護士は依頼人の同意なしに報告書(書式8300の提出)を提出してはならないとする、倫理規程を定めているケースも見られます。

(辻村)とくに、弁護士の場合、犯罪に関連する金融取引事件を弁護することも多いですからね。

(石村)そのとおりです。麻薬事件などの刑事被告人の弁護に関し得た報酬が1万ドル以上になると報告が必要になります。

(辻村)例えば、税法(内国歳入法典)は、事業者に対し、報告義務(申告義務)を課していますね。こういった内容の報告が求められているのでしょうか。

(石村)内国歳入法典60501条〔取引または事業上受領した現金に係る申告書〕は、報告内容について、次のように定めています。

- (a)項 1万ドル以上の現金の受領～ いずれの者も
- (1) 取引または事業に従事し、および
 - (2) 取引または事業の過程において一つの取引(または複数の関連ある取引)において、現金1万ドル以上を受領する場合には、財務長官が規則で定める取引(または関連取引)について、当該規則が定めるときに、(b)項に規定する申告書を提出しなければならない。
- (b)項 申告書の書式および様式～ 申告書は、次のような場合に、本項にいう申告書となる。
- (1) 長官が定める書式にしたがっていること
 - (2) 次の事項が記載されていること
 - (A) 現金を渡した者の氏名、住所および納税者番号
 - (B) 受領した現金の額
 - (C) 取引の種類と日付、ならびに
 - (D) 長官が指定するその他の情報

(辻村)報告義務違反に対する罰則はどうなっているのですか。

(石村)過失による義務違反に対しては、一件につき50ドル、最高で5万ドル。故意の場合には、一件につき100ドル、上限なしです。

(辻村)弁護士会は、この報告義務の適用除外を強く求めてきたとのことですが。政府の対応はどのようなのでしょうか。

(石村)連邦財務省は、適用除外を認めない方針を貫いています。連邦司法省も、弁護士会の提案には余り積極的に賛成していません。むしろ、被告人は現金を金融機関に入金し、金融機関が弁護士本人へ小切手で支払う形をとるよう奨めています。これにより、金融機関が報告義務を負うこと(表(1) 参照)になり、弁護士の依頼人に対する守秘義務・秘匿特典問題は解決できるという立場をとっています。

(辻村)こうした政府の立場に対し、弁護士会内部ではどう見ているのでしょうか。

(石村)弁護士会内部にも、刑事被告人からの報酬は、報告義務の対象とならない当座小切手で受け取れば問題にならないのではないかと意見があります。また、弁護士には必ず現金で支払いを受ける憲法上の権利など保障されているわけがない、と指摘する声もあります。

(辻村)金融機関の口座に入金することに問題があるのでしょうか。

(石村)まあ、口座に入金することで、キャッシュ・フローが課税庁に完全に捕捉されることを嫌う傾向がなきにしもあらず、といえますね。

(辻村)しかし、アメリカの場合、わが国とは異なり、現金決済は少ないのではないかと思いますか。

(石村)アメリカ法曹協会(ABA)の課税部会は、依頼人の身元確認義務を負わない形で、現金取引報告義務を受忍するのではどうか、との折衷的な提案を行っています。もっとも、財務省はこの提案を受け入れるにはいたっていませんが。

また、これまでのところ、裁判所は、依頼人とその者の支払った弁護士費用に関する報告は、原則として、“弁護士・依頼人間秘匿特権(attorney-client privilege)”に基づいて開示を拒否できる性質の情報にあたらぬ、との立場をとっています(See, e.g., *In re Grand Jury Subpoena Served Upon Doe*, 781 F. 2d 238 (1985), *cert. Denied* 475 U.S.

708 (1986))。

不正資金洗浄に対する刑事規制と弁護士・依頼人間秘匿特権～アメリカの実情を探る

(辻村)それから、アメリカには、マネーロンダリングを刑事的に処罰する法律もありましたよね。

(石村)あります。1986年に定められた「連邦不正資金洗浄取締法 (Money Laundering Control Act)」ですね。同法1956条は、「特定の不法行為の収益にかかわる金融取引を(中略)行った者もしくは行おうとした者」を処罰の対象としています。

起訴の要件としては、第一に、被告人が、当該取引にかかわった資産もしくは現金が特定の犯罪に起因することを知っていることです。同時に、被告人が犯罪を助長する意図があったか、または被告人が、その取引は当該収益の性質もしくは源泉を隠す意図で行われていたのを知っていたか、いずれかの要件を充足する必要があります。

また、法1957条は、起訴の要件として、1万ドル以上の金銭取引を行ったこと、当該取引が犯罪に起因する資産に関係したこと、および、当該資産が実際に特定の不法行為に起因したものであることの三つです。

(辻村)ちょっと素人には、わかり難い気がします。

(石村)そうですね。端的に言えば、前者(法1956条)は、犯罪に係わったカネの洗浄行為を処罰の対象としています。これに対し、後者(法1957条)は、犯罪行為に起因する金銭取引(金融取引)を処罰の対象としています。

(辻村)この法的規制は専門職に対して、どのような影響を及ぼすのでしょうか。

(石村)すでに触れたように、法1957条は、“金銭取引”を問題にしています。つまり、一般の事業者や金融機関などに対する影響は大きいわけです。弁護士のような専門職にも当然影響が及びます。

(辻村)もう少し、具体的にご説明ください。

(石村)弁護士の場合、依頼人である刑事被告人から、弁護活動の報酬として受け取ったカネが、犯罪行為に係わるこのであることが考え

られるからです。

(辻村)ところが、法は、弁護士報酬について、とくに規制の適用除外を定めていないわけですね。

(石村)そうです。弁護士会は、法1957条が厳しく適用されることになれば、刑事被告人の弁護が難しくなること。結果として、連邦憲法修正6条に保障された弁護士を依頼する権利が奪われかねないとし、強い懸念を示しています。

(辻村)違反の場合の罰則は厳しいのでしょうか。

(石村)カネの洗浄行為(法1956条)に対する処罰は、50万ドル以下もしくは当該取引に関連した資産の価額の2倍か、いずれか大きい方の額、または20年以下の懲役または双方の併科です。

一方、犯罪に起因する金銭取引(法1957条)に対する処罰は、25万ドル以下もしくは当該取引に関連した資産の価額の2倍か、いずれか大きい方の額、または10年以下の懲役または双方の併科です。

(辻村)かなり厳しいですね。

(石村)そうですね。国際協調のプロパガンダのもと、わが国もこうした方向へエスカレートしていくかも知れないことを織り込んだうえで、この問題を考えていく必要があるといえます。

求められる国民の金融プライバシーを守る視点

(辻村)専門職に対し犯罪の臭いのする金融取引の報告・通報を義務付ける制度は、具体的にどういった内容になるのかは、現時点では定かではありません。しかし、こうした制度づくりは、「国民が主役」の視点から検討されなければなりませんね。

(石村)おっしゃるとおりです。このような報告制度は、使い方によっては、憲法で保障された令状主義を実質的に有名無実化する恐れも強いわけです。令状を使わないかたちでの「間接的な捜索・押収(indirect search and seizure)」にあたることの負の評価もあります。

また、わが国ではすでに金融機関に対し報告制度を導入しています。しかし、導入後も、犯罪がらみの金融取引が特に減少したのかどうか、その評価をはっきりさせる統計もつくられていないわけです。さらに、当局に通報された情報の国会への報告・委員会審査(スクリーニング)など、収集された情報の評価・透明化策も皆無の状況

なわけです。

(辻村)おっしゃるとおりで、「役所が主役」ではダメです。制度の国民的なコントロールをどうするのかを、しっかりと議論しないといけないと思います。

法務省は2002年度中の導入を目指していると聞きます。しかし、国民的な議論が十分になされないまま、役所主導でこうした制度が導入されることだけは避けなければなりません。こうした制度は、税理士や弁護士など専門職の依頼人に対する守秘義務のみならず、国民の金融プライバシーにも多大な影響を及ぼします。

テロ対策とか、マネーロンダリング規制とか、もっともらしい理由が強調されてはいます。しかし、もっぱら有事の視点から、国民の金融プライバシーに規制を加えるのは危険です。逆に、国民の金融プライバシーを守るのは、自由主義経済国家における政府に課された憲法上の義務であります。将来に禍根を残さないためにも、国民の金融プライバシーへの公的な介入については、冷静かつ慎重な対応が求められているといえます。

本日は、アメリカの報告法制、刑事規制の現状などを含め、大変貴重なお話をうかがうことができました。ありがとうございました。

*なお、アメリカの「マネーロンダリング規制とプライバシー」について、詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦税財政法の構造』(法律文化社) 第8章を参照ください(「サイバー税務研究」編集部)。

** 本稿の引用は、石村耕治・辻村祥造「対談～税理士・弁護士などに、犯罪の臭いのする金融取引を報告・通報させる義務を課す懸念される動き」サイバー税務研究 No. 4 (日本コンピュータ税務研究機構、2002年)としてください(「サイバー税務研究」編集部)。